

法 学 号 外
平成 28 年 5 月 27 日

各 私 立 学 校 長 }
(高・特) } 様
高等課程を置く各私立専修学校長 }

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

平成 28 年度宮城県高等学校等育英奨学資金（被災生徒奨学資金）奨学生の
募集について

のことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

なお、応募を希望される場合は、貴校において申請書類等を取りまとめ、平成 28 年
7 月 22 日（金）までに宮城県教育庁高校教育課あて直接申し込み願います。

【担当】私学振興担当 中村
電話 019-629-5041 FAX019-629-5049
メールアドレス：AH0007@pref.iwate.jp

高 第 1 4 5 号
平成 28 年 5 月 25 日

○ 各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長 } 殿

宮城県教育委員会教育長
(公印省略)

平成 28 年度宮城県高等学校等育英奨学資金（被災生徒奨学資金）奨学生の募集
について（通知）

このことについて、当県教育委員会では、東日本大震災により被災し、経済的理由によつて修学困難となった高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）及び専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）に在学する生徒の修学支援を図るため、国の平成 28 年度被災児童生徒就学支援等事業交付金（単年度交付金）を財源として、奨学資金貸付を実施します。

つきましては、別紙のとおり奨学生を募集しますので、貴所管の高等学校等に在学する生徒のうち、保護者が宮城県内に住所を有している生徒（保護者が一時的に宮城県外に避難している場合を含む。）に周知くださいますようお願いいたします。

担当	宮城県教育庁 高校教育課 管理運営班（就学支援チーム） 奨学金担当 上村・長谷川・村上
TEL	022-211-3716（奨学金窓口）
FAX	022-211-3696
E-mail	ko-shougaku@pref.miyagi.jp
所在地	〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号



高 第 1 4 5 号
平成 28 年 5 月 25 日

各公私立高等学校長
各公私立中等教育学校長
各公私立専修学校長
各公私立特別支援学校長

} 殿

宮城県教育委員会教育長
(公印省略)

平成 28 年度宮城県高等学校等育英奨学資金（被災生徒奨学資金）奨学生の募集
について（通知）

このことについて、当県教育委員会では、東日本大震災により被災し、経済的理由によつて修学困難となった高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）及び専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）に在学する生徒の修学支援を図るため、国の平成 28 年度被災児童生徒就学支援等事業交付金（単年度交付金）を財源として、奨学資金貸付を実施します。

つきましては、別紙のとおり奨学生を募集しますので、貴校に在学する生徒及び保護者に周知願いますとともに、申請書類等を取りまとめのうえ提出願います。

担当	宮城県教育庁 高校教育課 管理運営班（就学支援チーム） 奨学金担当 上村・長谷川・村上
TEL	022-211-3716（奨学金窓口）
FAX	022-211-3696
E-mail	ko-shougaku@pref.miyagi.jp
所在地	〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

別紙

1 送付書類

- (1) 【学校資料】各学校長あて通知・別紙（本書）
- (2) 【学校資料】貸付募集要項（両面1枚）
- (3) 【学校資料】被災生徒奨学資金Q&A（両面2枚）
- (4) 【学校資料】申請書類等提出に当たっての注意点（片面1枚）
- (5) 【学校資料】校長所見（参考様式）（片面1枚）
- (6) **【配布用】奨学生募集案内用チラシ（両面1枚）**
- (7) 【申請用】奨学資金貸付申請書 用紙（両面1枚）
- (8) 【申請用】誓約書 用紙（片面1枚）
- (9) 【申請用】被災についての申出書 用紙（片面1枚）
- (10) 【申請用】貸付金振込口座登録依頼書 用紙（片面1枚）
- (11) 【申請用】申請書等記入例（両面2枚）

制度の周知を図るため、

(6) 募集案内用チラシは、広く配布をお願いします。

2 申請用紙等について

- (1) 申請用紙等は、大変恐れ入りますが、コピー等で増刷の対応をお願いいたします。
- (2) 募集案内用チラシは、学校用の募集期間を記入できるようになっておりますので、貴校における募集期間を記入して使用してください。
- (3) 申請用紙等の電子データは、宮城県教育庁高校教育課のWEBページからダウンロードすることができます。
(<http://www.pref.miyagi.jp/site/sub-tyo-shogakukin/>)

3 提出期限 平成28年7月22日（金）

4 送付先 〒980-8423

宮城県仙台市青葉区本町3-8-1

宮城県教育庁高校教育課 奨学金担当

5 その他

- (1) 今回申請があり、貸付決定となった生徒に対する貸付日は、平成28年9月20日（火）を予定しています。
- (2) 原則として募集期間内の受付けとなります。募集期間終了後に貸付対象者に該当することが判明した場合は、柔軟に対応しますので、個別に問い合わせ願います。
- (3) 平成23～27年度に被災生徒奨学資金の貸付を受けたことがある生徒は、「新規」ではありません。
「貸付期間延長」手続き（該当校には4月に通知済）により申し込んでください。

高等学校等育英奨学資金（被災生徒奨学資金） 平成28年度貸付（新規申請）募集要項

宮城県教育委員会

※前年度までに貸付を受けたことがある者（貸付期間延長の対象）は、本募集の対象外とする。

1 趣旨

東日本大震災により被災し経済的理由により修学が困難となった高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）及び専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）に在学する生徒に対し、奨学金を貸し付けることにより修学を支援するもの。

2 財源

国の「平成28年度被災児童生徒就学支援等事業交付金」を財源とする。

3 貸付対象者

保護者が宮城県内に住所を有し、東日本大震災により被災し下記のいずれかの事由により修学が困難な状況にある高等学校等の生徒

（保護者が、宮城県内で東日本大震災によって被災し、その被災により県外に一時避難している場合を含む。）

（1） 生徒の居住する家屋（所有者を問わない）が全半壊・全半焼又はこれに準ずる被災をした場合

（福島第一原子力発電所の事故に伴い、警戒区域（避難指示区域）又は計画的避難区域に居住していた生徒及び緊急時避難準備区域、屋内退避指示が出た区域に居住していて市町村の判断により避難した生徒が区域外に避難した場合を含む。）

（2） 主たる家計支持者が死亡、行方不明又は重篤な疾病等を負った場合

（3） 主たる家計支持者の勤務先等が被災したことにより、被災後の収入が被災前の収入の概ね2分の1以下に減少した場合

（平成27年の年収が、平成22年の年収と比較して3割以上の減収となっていること。）

なお、収入の判断は、所得税が課税される所得により行う。

（4） 上記の他、校長が特に必要と判断し、宮城県教育委員会が認めたもの。

4 貸付金額

月額20,000円（年額24万円）

平成28年9月に、年額24万円を、奨学生本人名義の口座に一括で振り込む予定。

（具体的な振込日については、貸付決定通知の際に通知する。）

5 従来の奨学金との併給

被災生徒奨学資金は、他の奨学金との併給を認める。

ただし、他県が実施する、被災生徒奨学資金と同様の奨学金との併給は認めない。

6 保証人について

保護者等 1名必要

※ 生活保護費の受給者以外の、収入があり奨学生と連帯して債務を負担することができる者。
この場合の収入には年金や児童扶養手当を含む。

（裏面に続く）

7 提出期限（募集期間）と必要書類

- (1) 提出期限 平成28年7月22日（金）（学校を経由し、宮城県教育委員会に必着）
※提出期限を過ぎた後に貸付対象者に該当することが判明した場合などは、柔軟に対応する。
- (2) 必要書類

必要書類（全て原本）	
全員共通	① 奨学資金貸付申請書 ② 誓約書 ③ 高等学校等育英奨学資金貸付金振込口座登録依頼書 ④ 被災についての申出書 ⑤ 世帯全員の住民票 ※ 必要に応じて『住民票の除票』『戸籍の附票』を含む。 被災時（平成23年3月11日現在）の住所が確認できるもの。

申請理由	必要書類（いずれも写しも可）
家屋の全壊・半壊等 (福島原発事故に伴う避難)	り災証明書 (福島原発事故に伴う避難の場合は、被災証明書も可。市町村の判断により避難した場合は、その旨が確認できる書類。)
主たる家計支持者の死亡・行方不明等	事実が確認できる書類いづれかひとつ 戸籍謄本、死亡診断書（検査書）等、医師の診断書等
主たる家計支持者の収入減（収入減の原因が東日本大震災による被災であるものに限る。） ※①と②の書類は両方必要。	① 主たる家計支持者の収入減が確認できる次のいづれかの書類 ・平成22年及び平成27年分の所得証明書（課税証明書） ・平成22年及び平成27年分の源泉徴収票 ・その他、平成22年及び平成27年分の収入が比較確認できる書類 (公的証明書等の提出ができない場合は、提出できない理由及び当該年収額を「被災についての申出書」に記載し、併せて当該年の給与支給明細書等の年収額を算出した根拠資料を提出すること。) ② 主たる家計支持者の勤務先又は自営店舗等の被災が確認できる次のいづれかの書類 ・会社の被災証明書、雇用保険被保険者離職票等の写し等。 ・天災融資法の適用を受け、経営資金等の融資を受けた場合は、貸付証書の写し ・直接的な被害はなく業績悪化による場合は、その具体的状況を「被災についての申出書」に記載すること。
校長が特に必要と判断し県教育委員会が認めた者	・家屋の損傷による理由の場合は、り災証明書 ・主たる家計支持者の収入減の場合は、上記「主たる家計支持者の収入減」による書類

8 償還について

- (1) 高等学校等を卒業した場合は、申請により貸付を受けた金額全額の償還を免除する。
- (2) 高等学校等を経済的理由等により中途退学した場合で就職時又は就職活動時における年間収入見込額が基準収入額を下回る場合は、申請により貸付を受けた金額全額の償還を免除する。
※平成28年度の基準収入額：330万円
(基準収入額は、毎年度見直しを行うが、次年度以降においてこの基準額を下げることはない。)

※学校内資料（生徒等には配布しないもの。）

被災生徒奨学資金 Q & A

(H28. 5月版)

○ 募集期間について

Q 1 募集期間以後の申込は受付けされないのでしょうか？

A 1 原則として募集期間内の受付となります。募集期間終了後に貸付対象者に該当することが判明した場合などは、柔軟に対応しますので、お問い合わせ下さい。

Q 2 通知にある提出期限は、宮城県教育委員会への提出期限か、学校への提出期限か。

A 2 宮城県教育委員会への提出期限です。生徒からの提出期限（学校内の募集期間）は、それぞれの学校で個別に設定してください。

○ 貸付対象者の該当事項について

Q 3 宮城県内の学校に在籍していなければ申請できないのでしょうか。

A 3 本人（生徒）の在籍校の所在地は問いません。

被災生徒奨学資金は、被災時及び貸付申請時に、保護者が宮城県に在住している場合に申請を受付します。また、被災時に宮城県に在住し、被災によって他県に一時避難している場合（貸付申請時は他県在住）も申請を受付します。

Q 4 申請した場合は、全員が必ず貸付を受けられるということになるのでしょうか。
審査があって、対象から外れることがあるのでしょうか。

A 4 申請者については、学校において資格を確認していただいておりますが、収入減等の要件の場合、貸付対象者の該当事項に照らし合わせて県教育委員会が判断を行います。審査基準を満たさない場合は対象から外れることもあります。

被災生徒奨学資金に該当しない場合でも、従来からの高等学校等育英奨学資金に該当する場合がありますので、要件をご確認ください。

Q 5 貸付対象者の該当事項以外で修学困難な生徒は申請できないのでしょうか。

A 5 被災生徒奨学資金は、震災により被災し、経済的に修学が困難となった生徒を対象にしています。この該当事項以外での申込はできません。

Q 6 「2貸付対象者（1）」にある「全半壊・全半焼またはこれに準ずる被災」の範囲とは。

A 6 これに準ずる被災とは、校長が全半壊・全半焼と同等の被災と認めるものです。

Q 7 「貸付対象者（1）」にある「家屋」には居住しない自営の店、工場、船舶、養殖（定置網等）場も含まれるのでしょうか。

A 7 「2 貸付対象者（1）」には含まれません。

ただし、「2 貸付対象者（3）」により収入が2分の1以下に減収又は「2 貸付対象者（4）」により校長が特に判断し県教育委員会が認めた場合は対象となります。

Q 8 「2 貸付対象者（3）」にある「主たる家計支持者」には、家計支持者の配偶者、家計支持者の被扶養者等は該当しないということか。

A 8 お見込みのとおりです。

Q 9 「2 貸付対象者（3）」にある「おおむね1／2以下に減収」の判断基準は。

A 9 Q 1 1 を参照願います。

Q 1 0 主たる家計支持者の収入減を確認する場合の収入とは。

A 1 0 被災生徒奨学資金の貸付対象者の該当事項においては、所得税が課税される収入をいいます。

雇用保険の失業給付、生活保護の給付金、生命保険・損害保険の保険金、義援金等は収入と見なしません。

Q 1 1 収入減を確認する場合、どのような添付書類が必要か。

**A 1 1 ① 平成28年度においては、平成22年及び平成27年分の課税証明書（市町村発行）や源泉徴収票、その他平成22年及び平成27年分の収入が比較できる書類を確認し、平成27年分の収入が平成22年分の概ね3割以上の減収となっている場合に、「収入が2分の1に減収した」とみなします。
(公的証明書等の提出ができない場合は、提出できない理由及び当該年収額を「被災についての申出書」に記載し、併せて当該年の給与支給明細書等の年収額を算出した根拠資料を提出してください。)**

**② 主たる家計支持者の勤務先、自営店舗等の被災が確認できる書類
(被災証明書、雇用保険被保険者離職票等の写し等。なお、直接的な被害はなく業績悪化による場合は、その具体的な状況を「被災についての申出書」に記載してください。)**

③ 天災融資法の適用を受け、経営資金等の融資を受けた場合は、証書の写し等

※確認書類は、全て写し（コピー）も可です。

Q 1 2 収入減をどのような書類で確認するのか。

例1) 会社員で会社が流失し失業した場合。失業手当の給付で確認すると、通常の退職との区別がつくのか。

例2) 退職はしていないが、被災した後これまでの間に、被災による理由で大幅な収入減になった場合はどうするのか。

例3) 自営関係 酪農家で福島原発の影響で牧草が使用できず、飼料代がかかり収入減になった。

A 1 2 A 1 1 の添付書類だけでは判断し難い場合は、保護者から提出される申出書及び証明書類により貸付対象者の該当事項に照らし合わせて判断いただきます。

なお、この奨学金は東日本大震災により被災した生徒を支援する趣旨ですので、趣旨に合致するかを充分に確認してください。

自営業者等で必要経費の支出増加に伴い収入減になる場合は、支出の増加が分かる書類の添付をお願いします。

Q 1 3 「校長が特に必要と判断し県教育委員会が認めたもの」を判断する場合、事前に県教育委員会に照会し承認後判断ということになるのでしょうか。それとも校長が独自に判断してよいのか。

A 1 3 生徒の現状を把握されているのは各学校の教職員であると考えます。県教育委員会は校長の判断を受け検討を行いますので、事前の県教育委員会の承認は不要です。

Q 1 4 福島第一原子力発電所の事故の影響で宮城県に移住し、本校に転入した生徒は貸付対象者となるのか（家が被災している者と被災していない者がいる）。

A 1 4 平成23年3月11日に発生した福島第一原子力発電所の事故に伴う、警戒区域（避難指示区域）又は計画的避難区域に居住していた生徒及び緊急時避難準備区域、屋内退避指示が出た区域に居住していて市町村の判断により避難した生徒が区域外に避難した場合も、東日本大震災での被災と定義されていますので、家屋等に被害がない場合でも、修学が困難な状況にあれば貸付対象者となります。

Q 1 5 「2 貸付対象者（1）」では、生徒の居住する家屋となっているが、震災以前より生徒と保護者が別居していて、保護者の居住する家屋が被災した場合、貸付対象者になるのか。

A 1 5 「校長が特に必要と判断し県教育委員会が認めたもの」に該当する場合があります。必要と判断されれば、り災証明書等により、貸付対象者の該当事項に照らし合わせて判断してください。

○ 保証人について

Q 1 6 保証人に関してはどうなりますか。

A 1 6 保証人については、奨学生と連帯して債務を負担する保証人として、保護者等の1名をお願いします。

Q 1 7 保証人となる条件はあるか。

A 1 7 保証人は、保護者及び後見人等となります。ただし、両親を亡くし後見人・里親がまだ決まっていない生徒については、現在、生徒の生計を維持している方となります。また、原則として、収入のある方を保証人としてください。（この場合の収入には、年金・児童扶養手当・失業給付等を含みます。）（生活保護費の受給者は、保証人になれません。）

○ 奨学資金の償還について

Q 1 8 奨学資金の償還について、「高等学校等を中途退学した場合、就職時の年間収入見込額が基準収入額を下回る場合」とあるが、「基準収入額」とはいくらか。

A 1 8 平成28年度分については、330万円（別途通知済み）です。国が行っている「職種別民間給与実態調査」等、公的統計調査に基づき決定します。

○ 申請書類について

Q 19 添付書類を提出できない場合は、そのままで申請できるか。

A 19 原則として申請を受付できませんが、添付書類を提出できない理由等を伺いますので、個別にお問合せください。

○ 従来の高等学校等奨学資金貸付との関連について

Q 20 償還の時に返さなくても良いことになる可能性も出てくるならば、従来の在学奨学生や緊急採用の生徒も「被災生徒奨学資金」に移行できるのでしょうか。

A 20 従来の奨学金と併給は可能です。しかし、これまで貸付されている奨学金との借り換えは制度上できません。被災生徒奨学資金を申請し、現在貸付されている奨学金を辞退することは可能です。

Q 21 貸付金額や貸付期間は、通常の家計急変と同様なのでしょうか。

A 21 被災生徒奨学資金は、従来の奨学資金とは別のものです。
貸付金額は一律月額2万円（年間24万円）です。
貸付対象期間は当該年度の1年間です。（年度ごとに申請が必要です。）

Q 22 他の奨学金との併用は可能ですか。

A 22 高等学校等育英奨学資金との併用は可能ですが、他の団体の奨学金では併用不可としている場合がありますので、それぞれの団体にご確認ください。

Q 23 今後の取り扱いについて何か予定はあるのでしょうか。

A 23 平成26年度まで基金を活用して実施した制度は、平成26年度をもって終了しました。
今回の通知は、単独年度交付金事業ですので、国の事業延長等がない限り、今回が最終の募集となりますので、申請漏れ等がないように、確認をお願いします。
特に、新入生については、入学金免除の該当者の状況を把握したうえで、対応をお願いします。

【担当者用チェック表】

申請書類等提出に当たっての注意点

書類提出に当たっての注意点をまとめましたので、提出前に再度チェック願います。

項目	注意点
全般	
	<p>被災生徒奨学資金は、東日本大震災で被災し経済的に理由により修学が困難になった生徒に対し貸付をすることにより修学を支援することを趣旨としています。 趣旨に該当しない方の申請は受付できません。 (従来からの奨学資金に該当する場合は、そちらを申請してください。)</p>
	<p>申請書類はすべて黒インク（ボールペンまたは万年筆）で記入してください。 ※鉛筆や消えるインクでの記入は受付できません。</p>
	<p>学校証明欄（校長職印）の押印漏れがないか（申請書・被災についての申出書）</p>
預金口座	
	<p>現在も有効な口座であること。 (10年以上使用していない口座については、抹消されている可能性があります。)</p>
	<p>口座名義は本人名義のものに限ります。 保護者（父母等）名義の口座は受付できません。</p>
	<p>奨学金の振込口座は「普通預金」に限ります。 「貯蓄預金」口座は受付できません。 通帳の「表紙」（ゆうちょ銀行は、表紙の裏面）などで確認してください。</p>
添付書類等	
	<p>収入が2分の1以下に減少した場合を理由とする申請も、その理由が東日本大震災に起因する場合に限られ、他の場合は対象外です。 (契約期間満了による離職や、以前から生活が苦しい等の理由は該当しません。) (従来からの奨学資金に該当する場合は、そちらを申請してください。)</p>
	<p>理由欄に「会社が被災し収入が2分の1以下に減少した」と記載されても、状況を確認できる書類の提出がない場合は、受付できません。</p>
	<p>収入が2分の1以下に減少した場合を理由として申請する場合は、収入が減少したことが確認できる書類（平成22年及び平成27年分）と、勤務先等が被災した事実を確認できる書類（勤務先の被災証明書等）を必ず添付してください。 なお、勤務先の直接的な被害ではなく、震災を起因とする業績悪化等による場合は、その具体的な状況を「被災についての申出書」に記載してください。</p>

参考様式

(任意様式で作成して構いませんが、各項目について総合的に審査するため、参考様式にある項目は、全て記載してください。)

被災生徒奨学資金校長所見			
対象生徒	氏名		
	奨学生番号	(新規の場合は記入不要)	
	学校名	高等学校	
	課程・学科	全日制・定時制・通信制	科
	学年	年	
校長所見	1 生徒の家庭状況 〔家族構成・職業・家計の状況（収入金額）等について、具体的に記載〕		
	2 必要と認める事情 (1) 震災を理由とする収入減又は支出増等の具体的な内容 〔いつ・何を・どの程度について記載〕		
	(2) その他認定にあたり配慮してもらいたい事項・特殊事情等		
	3 進級・卒業見込 【十分可能・可能・困難】		
	4 学習意欲 【高い・普通・低い】		
上記のとおり、被災生徒奨学資金の貸付けが必要な生徒であると認めます。			
平成 年 月 日			
宮城県教育委員会 殿		高等学校長 印	
担当者職・氏名	連絡先電話	()	

平成28年度 宮城県高等学校等育英奨学資金
被災生徒奨学資金奨学生募集
<新規申請分>



宮城県は、東日本大震災により被災し経済的に修学困難となった公私立の高等学校・中等教育学校（後期課程）・特別支援学校（高等部）・専修学校（高等課程）（以下「高等学校等」）に在籍する生徒を支援するため、「被災生徒奨学資金」奨学生を募集します。

※ 以前に、この貸付を受けたことのある方は、今回募集の対象外です。
(貸付期間延長の申請をしてください。)

1 募集期間 平成28年 月 日()～平成28年 月 日()

(上記期間内に学校へ提出してください。)

2 貸付対象者 保護者が宮城県内に住所を有し、東日本大震災により被災し、下記のいずれかにより修学が困難な状況にある生徒（保護者が、宮城県内で東日本大震災により被災し、その被災により県外に一時避難している場合も含む。）

- (1) 生徒の居住する家屋（所有者を問わない）が全壊（全焼）・大規模半壊・半壊（半焼）又はこれに準ずる被災をした場合
(福島第一原子力発電所の事故に伴い、警戒区域（避難指示区域）又は計画的避難区域に居住していた生徒及び緊急時避難準備区域、屋内退避指示が出た区域に居住していて市町村の判断により避難した生徒が区域外に避難した場合を含む。)
- (2) 生徒の保護者等主たる家計支持者が死亡、行方不明又は重篤な疾病等を負った場合
- (3) 主たる家計支持者の勤務先等が被災したことにより収入が被災前と比較して概ね2分の1以下に減収した場合
(平成27年の年収が、平成22年の年収と比較して、3割以上の減収となっていること。)
- (4) 上記の他、校長が特に必要と判断し県教育委員会が認めたもの。

3 保証人 保護者等1名が必要です。（生活保護費受給者は、保証人になれます。）

4 貸付金額 月額20,000円（年額240,000円）

5 貸付期間と貸付方法

貸付期間： 平成28年4月～平成29年3月

貸付方法： 年額を一括振込（9月予定） ※奨学生本人名義の預金口座に振込みます。

6 奨学資金の償還

高等学校等を卒業した場合は、申請により貸付を受けた金額全額の償還を免除します。

高等学校等を経済的理由等により中途退学した場合で就職時又は就職活動時における年間収入見込額が基準収入額を下回る場合は、申請により貸付を受けた金額全額の償還を免除します。

この償還免除は、被災した生徒の将来に、より一層の負債を負わせることが、被災生徒奨学資金の設置の趣旨に反することから、特例的に行うものです。

（被災生徒奨学資金以外の宮城県が行っている奨学金には、奨学生の収入状況による償還免除制度はありません。）

申込み手続き等の詳細は、各学校にお問い合わせ下さい。



裏面もご覧ください。

高等学校等育英奨学資金貸付（被災生徒奨学資金）制度 Q & A

Q1 従来からの奨学資金と、どう違うのですか？

被災生徒奨学資金は、東日本大震災により被災し経済的に修学困難となった多くの生徒が希望をもって修学できるよう、平成23年度から宮城県が実施している奨学資金で、国の交付金を活用して実施するものです。

Q2 どんな人が借りられますか？

おもて面の「2 貸付対象者」をご覧ください。

Q3 償還についてはどうなりますか？

おもて面の「6 奨学資金の償還」をご覧ください。

※ 平成28年度の基準収入額：年額330万円

※ 基準収入額、毎年度見直しを行いますが、次年度以降においてこの基準額を下げることはできません。

高校等を卒業することで償還免除されますので、震災にめげることなく勉学に励み、高校等を卒業してください。

Q4 従来からの育英奨学資金等と重複して借りられますか？

借りられます。

Q5 借り主は誰になりますか？

生徒本人ですので、生徒本人が申請します

Q6 兄弟姉妹がいても、それぞれ借りられますか？

例えば高1と高3の兄弟姉妹でも2人とも借りられます。

Q7 どんなものに利用できますか？

通学、学用品、部活動など、修学に要する経費として利用できます。

申請に必要な書類 (①～④の用紙は、在学している学校から受け取ってください。)

場合により、下記以外の書類も必要となることがあります。詳しくは学校の指示に従ってください。

必要書類（全て原本）	
全員共通 提出書類	① 奨学資金貸付申請書 ② 許約書 ③ 高等学校等育英奨学資金貸付金振込口座登録依頼書 ④ 被災についての申出書 ⑤ 世帯全員の住民票 (被災時の住所確認ができるもの。住民票の除票・戸籍の附票を含む。)

申請理由	必要書類（写しも可）
家屋の全壊・半壊等 (福島原発事故に伴う避難)	・り災証明書 (福島原発事故に伴う避難の場合は、被災証明書も可。市町村の判断により避難した場合は、その旨が確認できる書類。)
主たる家計支持者の死亡・行方不明・重篤な疾病等	事実が確認できる書類いずれかひとつ 戸籍謄本、死亡診断書（検案書）等、医師の診断書等
主たる家計支持者の収入減（収入減の原因が東日本大震災による被災であるものに限る。） ※①と②の書類は両方必要。	① 主たる家計支持者の収入減が確認できる次のいずれかの書類 ・平成22年及び平成27年分の所得証明書（課税証明書） ・平成22年及び平成27年分の源泉徴収票 ・その他、平成22年及び平成27年分の収入が比較確認できる書類 (公的証明書等の提出ができない場合は、提出できない理由及び当該年収額を「被災についての申出書」に記載し、併せて当該年の給与支給明細書等の年収額を算出した根拠資料を提出すること。) ② 主たる家計支持者の勤務先又は自営店舗等の被災が確認できる次のいずれかの書類 ・会社の被災証明書、雇用保険被保険者離職票等の写し等。 ・天災融資法の適用を受け、経営資金等の融資を受けた場合は、貸付証書の写し ・直接的な被害ではなく業績悪化による場合は、その具体的な状況を「被災についての申出書」に記載すること。
校長が特に必要と判断し県教育委員会が認めた者	・家屋の損傷による理由の場合は、り災証明書 ・主たる家計支持者の収入減の場合は、上記「主たる家計支持者の収入減」による書類

奨学資金貸付申請書

年月日

宮城県教育委員会 殿

高等学校等育英奨学資金の貸付けを受けたいので、高等学校等育英奨学資金貸付条例第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

学校名	立	高等学校 分校 専攻科 専修学校(高等課程)	全日照 定時制 通信制 (単位制)	学科	年組	
フリガナ		印	(〒) 電話番号()	—		
本人氏名	※男・女	印	住所 生年月日 年月日生			
フリガナ		印	(〒) 電話番号()	職業		
保証人 (保護者等 ・自署押印)	(統柄:本人の)		住所 生年月日 年月日生	年収 (税込み)	円	
就学者を除く家族構成	続柄	氏名	年齢	所得の種類	収入・売上金額 (税込み) 万円	審査所得金額 (税込み) 万円
	父					①
	母					②
						③
						④
						⑤
						⑥
[①～⑥の計] 世帯合計審査所得金額 ⑦						
就学者	続柄	氏名	※設置者	※在学学校	※通学別	控除額 万円
	◎ 本人		国・公・私	小・中・高・高専・専修(高等・専門) 短大・大学()	自宅・自宅外	⑧
			国・公・私	小・中・高・高専・専修(高等・専門) 短大・大学()	自宅・自宅外	⑨
			国・公・私	小・中・高・高専・専修(高等・専門) 短大・大学()	自宅・自宅外	⑩
特別控除	ア 母子・父子世帯(子女が18歳未満及び60歳以上で経済力のない祖父母の世帯等) (一律 万円)					⑪
	イ 障害のある人がいる世帯(公害疾病の認定を受けた障害のある人、常に就寝を要する要介護の人等) (1人につき 万円)					⑫
	ウ 主たる家計支持者が別居している世帯(別居による、住居・光熱・水道・家具・家事用品の実費) (万円限度)					⑬
	エ 長期に療養を必要とする人のいる世帯(6か月以上療養中の、療養を必要とする人)					⑭
	オ 火災・風水害又は盗難等の被害を受けた世帯(前年から申込時までに被害を受け、今後2年以上の支出増・収入減の年間金額)					⑮
	[⑧～⑯の計] 控除額合計 ⑯					⑯
学校認定欄	[⑦～⑯] 認定所得金額 ⑰					⑰
	認定世帯人員 人			基準金額 ⑱		⑱
県認定欄	認定世帯人員 人			認定所得金額		

(裏面)

家庭 事情	奨学資金の貸付けを希望するに至った家庭事情や、その他特に説明を要することなどを記入すること。			
			
			
			
			
	(家計急変による貸付けを受けようとする者のみ記入すること。)			
	1 家計急変の事由			
	※ ア 家計支持者等が会社の倒産等により解雇又は早期退職 イ 家計支持者等が死亡又は離別			
	ウ 家計支持者等が破産 エ 病気、事故、会社倒産、経営不振等により著しく支出が増大又は収入が減少			
	オ 火災、風水害、震災等により著しく支出が増大又は収入が減少			
2 事由が生じた年月日 平成 23 年 3 月 11 日				
学習に対する意欲	学校で取り組んでみたいこと、将来の展望などを記入すること。			
			
			
			
			
			

本人が未成年者(20歳未満)の場合には、親権者又は未成年後見人が下欄に自署・押印すること。

親権者等	氏名	印	本人との続柄	本人の()
	住所	(〒)		

生徒本人は本校に在学し（自宅通学者・自宅外通学者）であることを証明します。				
年 月 日				
学校名				
学校長氏名				
印				
担当者氏名	問合せ先電話番号	() -		

誓 約 書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

私並びに保証人は、私が高等学校等育英奨学資金の貸付けを受けるに当たり、以下に記載の貸付条件に同意の上、高等学校等育英奨学資金貸付条例及び同施行規則の規定を遵守し、償還することを約束し、誓約書を提出します。

貸付月額

20,000

円

ただし、貸付期間中に月額の変更があった場合は、変更の期日以降は変更

後の月額とします。

貸付の始期

平成 28

年

4

月分から

貸付の終期

在学する高等学校等の正規の修業年限が満了する日の属する月までとします。

ただし、それ以前に貸付けを停止された場合は、その期日までとします。

貸付金額

奨学資金貸付終了の時期に貸付金額の総額が確定します。

奨学生番号(記入不要)

本 学校 名	立				高等学校 分校 専攻科 学校	全日制 定時制 通信制 (単位制)	科 学科	年 組
	カナ				(〒)	電話番号() -		
氏 名 人	漢 字	印			住 所			
	生年月日	年月日						
性別	男・女	本籍						
保 証 人	カナ				住 所	(〒) 電話番号() -		
	漢 字	印						
生年月日	年月日				本人との続柄	本人の()		
本籍						職業		

本人が未成年者(20歳未満)の場合には、親権者又は未成年後見人が下欄に自署・押印すること。

親 権 者 等	氏名	印	本人との続柄	本人の()
	住所	(〒)		

(被災生徒奨学資金用)

被災についての申出書				平成 年 月 日	
宮城県教育委員会 殿					
東日本大震災による被災状況は下記のとおりです。					
学校名		高等学校 校 専攻科 専修学校（高等課程）	第	学年	
本氏人名	印	保証人氏名	印		
被害の状況	建物被害	ア 自宅 イ 自宅外 ア 全壊 イ 大規模半壊 ウ 半壊 エ 全焼 オ 半焼 カ その他			
	主たる家計支持者の死亡等	死 亡 (ア 父 イ 母 ウ 祖父母 エ その他 :) 行方不明 (ア 父 イ 母 ウ 祖父母 エ その他 :) 重 症 (ア 父 イ 母 ウ 祖父母 エ その他 :)			
	主たる家計支持者の収入減の状況	ア 自営 イ 自営以外	左の所在地 : 会社名等 :		
	その他	(具体的な状況) 上記項目以外の被害状況があればお書きください。			

※ 該当項目を○で囲むか、記入してください。

校長所見	校長が特に必要と判断する場合の理由 ※ある場合は、「別紙のとおり」と記載し、「被災生徒奨学資金校長所見」を添付する。
------	---

校長証明	上記のとおり相違ありません。 平成 年 月 日
	学校名 校長名
	印

高等学校等育英奨学資金貸付金振込口座登録依頼書

宮城県知事殿

私に貸し付けされる高等学校等育英奨学資金貸付金については、下記の口座へ振り込まれるよう願います。

平成 年 月 日

学 校 名

奨学生番号

奨学生氏名

印

※新規の場合奨学生番号の記入は不要です。

振込口座	口座名義(漢字)		口座名義(カナ)																					
	金融機関名 支店名	銀行 信用金庫 農協	支店	預金種目	口座番号																			
	銀行番号		店番号	普通預金																				
	コード																							

<記入上の注意点>

- 1 太枠内の□の該当項目、又は変更する項目について記入してください。
- 2 この依頼書には、全て奨学生本人について御記入ください。
- 3 口座番号が6ヶタ以下の場合は、前に「0」をつけて7ヶタでご記入ください。
- 4 振込口座は、奨学生本人の名義の普通預金口座に限ります。(貯蓄預金・定期預金は登録できません。)
- 5 漁協は登録できません。

問合せ先 宮城県教育庁高校教育課

TEL 022-211-3716[直通]

又は在学している学校の奨学資金担当者まで

<通帳の写>

- * 通帳の「表紙」のコピーを、この場所にのりで貼付してください。
- * 「貯蓄預金」「積立預金」「定期預金」の口座は登録できません。
- * ゆうちょ銀行の通帳は、表紙の裏面の
【店名】【店番】【預金種目】【口座番号】が記載されている
部分を貼付してください。
通帳に記載がない場合は、郵便局に持参し、印字する必要があります。

記入例

奨学資金貸付申請書

平成〇〇年〇月〇〇日

宮城県教育委員会 殿

高等学校等育英奨学資金の貸付けを受けたいので、高等学校等育英奨学資金貸付条例第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

(高等学校)

(全日制) 普通 科

学校名 宮城県

立

青葉

分校

定時制

学科

1年 1組

通信制

奨学資金貸付は、生徒本人が申請し、貸付を受ける制度です。

生徒本人の欄は、原則として生徒本人が記入してください。

また、押印箇所は、生徒本人と保証人で、異なる印を押印してください。(他の書類も同じ。)

(単位制) (平成〇〇年4月第1学年入学)

フリガナ	ミヤギ タロウ		印	住所	(〒980-8423) 電話番号(022)211-3716		
本人氏名	宮城 太郎		印	所	仙台市青葉区本町3丁目8番1号		
	※男・女				生年月日 平成〇〇年〇月〇日生		
フリガナ	ミヤギ イチロー		印	所	(〒980-8423) 電話番号(022)211-3716	職業	会社員
保証人 (保護者等 ・自署押印)	宮城 一郎		印	所	仙台市青葉区本町3丁目8番1号	年収 (税込み)	円
	(続柄:本人の父)				生年月日 昭和〇〇年〇月〇〇日生		
家 族 構 成 者 を 除 く 家 族	続柄	氏名	年齢	所得の種類	収入・売上金額 (税込み) 万円	審査所得金額 (税込み) 万円	
	父	宮城 一郎	46				①
	母	宮城 花子	42				
	○ 祖母	宮城 花代	71				
[①～⑥の計] 世帯合計審査所得金額 ⑦							
就 学 者	続柄	氏名	※設置者	※在学学校	※通学別	控除額 万円	
	◎ 本人	宮城 太郎				⑧	
	○ 弟	宮城 次郎	国・公・私	小中高・高専・専修(高等・専門) 短大・大学(青葉中学校)	自宅 自宅外	⑨	
	○ 妹	宮城 花美	国・公・私	小中高・高専・専修(高等・専門) 短大・大学(青葉小学校)	自宅 自宅外	⑩	
		国・公・私	小中高・高専・専修(高等・専門) 短大・大学()	自宅・自宅外	⑪		
特 別 控 除	ア 母子・父子世帯(子女が18歳未満及び60歳以上で経済力のない祖父母の世帯等)				(一律 万円)	⑫	
	イ 障害のある人がいる世帯(公害疾病の認定を受けた障害のある人、常に就寝を要する要介護の人等)				(1人につき 万円)	⑬	
	ウ 主たる家計支持者が別居し	其・家用品の実費			(万円限度)	⑭	
	エ 長期に療養を必要とする人				を必要とする人)	⑮	
	オ 火災・風水害又は盗難等の被害を受けた世帯(前年から申込時までに被害を受け、今後2年以上の支出増・収入減の年間金額)				[⑧～⑯の計] 控除額合計 ⑰	⑯	
学校認定欄	[⑦～⑯の計] 認定所得金額 ⑯						
	認定世帯人員 人				基準金額	⑯	
県認定欄	認定世帯人員 人				認定所得金額	⑯	

(裏面)

記入例

奨学資金の貸付けを希望するに至った家庭事情や、その他特に説明を要することなどを記入すること。

(各世帯の申請理由を明記)

家
庭
事
情

(例) 東日本大震災により居住する家屋が全壊した。

※収入の減少を理由として申請を行う場合は具体的な内容を明記すること。

東日本大震災により、居住していた家屋が全壊した。

(家計急変による貸付けを受けようとする者のみ記入すること。)

1 家計急変の事由

※ ア 家計支持者等が会社の倒産等により解雇又は早期退職 イ 家計支持者等が死亡又は離別

ウ 家計支持者等が破産 エ 病気、事故、会社倒産、経営不振等により著しく支出が増大又は収入が減少

オ 火災、風水害、震災等により著しく支出が増大又は収入が減少

2 事由が生じた年月日 平成 23 年 3 月 11 日

学校で取り組んでみたいこと、将来の展望などを記入すること。

自筆で、具体的に記載してください。

本人が未成年者(20歳未満)の場合には、親権者又は未成年後見人が下欄に自署・押印すること。

親 権 者 等	氏名	宮城一郎	印	本人との続柄	本人の(父)
	住所	(〒 980-8423) 仙台市青葉区本町3丁目8番1号			

生徒本人は本校に在学し（自宅通学者・自宅外通学者）であることを証明します。

年 月 日

学 校 名
学校長氏名

印

担当者氏名	問合せ先電話番号	() -
-------	----------	-------

記入例

誓 約 書

平成〇〇年〇月〇〇日

宮城県教育委員会 殿

私並びに保証人は、私が高等学校等育英奨学資金の貸付けを受けるに当たり、以下に記載の貸付条件に同意の上、高等学校等育英奨学資金貸付条例及び同施行規則の規定を遵守し、償還することを約束し、誓約書を提出します。

貸付月額

20,000

円

ただし、貸付期間中に月額の変更があった場合は、変更の期日以降は変更

後の月額とします。

貸付の始期

平成〇〇

年

4

月分から

貸付の終期

在学する高等学校等の正規の修業年限が満了する日の属する月までとします。

ただし、それ以前に貸付けを停止された場合は、その期日までとします。

貸付金額

奨学生番号(記入不要)

本 校 名	宮城県 立 青葉				高等学校	全日制	普通 科 学科	1 年 1組
	分校	定時制						
氏 名 人	カナ	ミヤギ タロウ	(〒980-8423)	電話番号(022)211-3716				
	漢字	宮城 太郎		(保護者等自署・押印)	住 所	仙台市青葉区本町3丁目8番1号		
性 別	男・女	本籍	宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番					
	生年月日	平成〇〇年〇月〇日	(〒 980-8423)	電話番号(022) 211 - 3716				
保 証 人	カナ	ミヤギ イチロウ	(〒 980-8423)	仙台市青葉区本町3丁目8番1号				
	漢字	宮城 一郎		(印)	住 所	本人との続柄		
生年月日	昭和〇〇年〇月〇〇日	本人との続柄			本人の(父)			
本籍	宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番					職業	会社員	

本人が未成年者(20歳未満)の場合には、親権者又は未成年後見人が下欄に自署・押印すること。

親 権 者 等	氏名	宮城 一郎	(印)	本人との続柄	本人の(父)
	住所	(〒 980-8423) 仙台市青葉区本町3丁目8番1号			

記入例

宮城県知事殿

高等学校等育英奨学資金貸付金振込口座登録依頼書

私は貸し付けされる高等学校等育英奨学資金貸付金については、下記の口座へ振り込まれるよう願います。

平成〇〇年〇月〇〇日

学校名 宮城県青葉高等学校

奨学生番号 (記入不要)

奨学生氏名 宮城太郎

※新規の場合奨学生番号の記入は不要です。



口座名義(漢字)		口座名義(カナ)												
宮城太郎		ミヤキ	タロウ											
振込口座	金融機関名 支店名	銀行名	本町支店	預金種目	口座番号									
	宮城農協	信用金庫		普通預金	1	2	3	4	5	6	7			
銀行番号		店番号												
コード		001												

<記入上の注意点>

- 太枠内□の該当項目、又は変更する項目について記入してください。
- この依頼書には、全て奨学生本人について御記入ください。
- 口座番号が6ヶタ以下の場合は、前に「0」をつけて7ヶタでご記入ください。
- 振込口座は、奨学生本人の名義の普通預金口座に限ります。(貯蓄預金・定期預金は登録できません。)
- 漁協は登録できません。

問合せ先 宮城県教育庁高校教育課

TEL 022-211-3716[直通]

又は在学している学校の奨学資金担当者まで

<通帳の写>

